

掛川市告示第43号

掛川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱（平成29年掛川市告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

掛川市長 久保田 崇

第10条第1号中「1,250単位」を「1,350単位」に、同条第2号中「2,500単位」を「2,700単位」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。